

日 時：令和 7 年 6 月 24 日

午後 1 時 30 分～

場 所：南砺市役所本館 302 会議室

第 4 回南砺市上下水道料金検討委員会

1. 開会
2. 水道料金体系検討の条件整理、方針、検討結果
3. 下水道使用料改定検討の条件整理、方針、検討結果
4. その他
5. 閉会

【配布資料】 ・ 次第

・ 委員名簿

・ 南砺市上下水道料金検討委員会第 4 回委員会資料（水道事業）

・ 南砺市上下水道料金検討委員会第 4 回委員会資料（下水道事業）

・ 南砺市上下水道料金検討委員会第 3 回委員会ご意見一覧

・ 次回委員会日程調整表・ご意見メモ

南砺市上下水道料金検討委員会 委員名簿

令和7年4月1日現在

(任期：委嘱の日から令和7年9月30日まで)

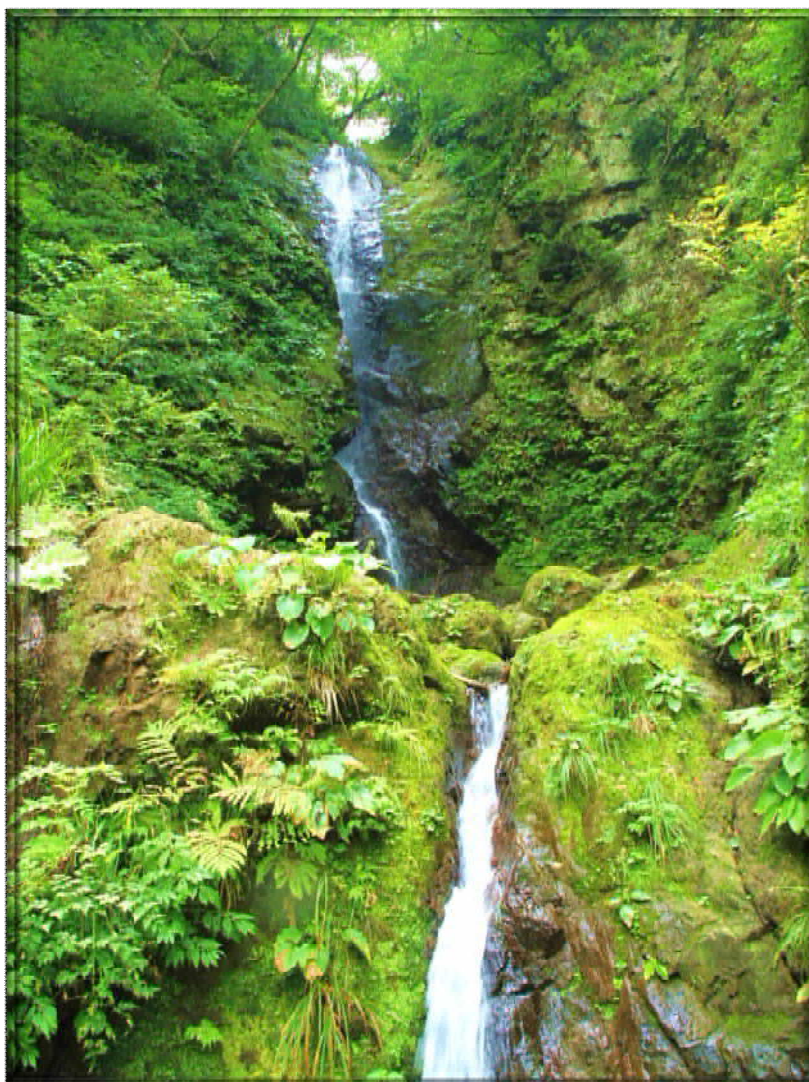
区 分	氏 名	性別	備 考
地域づくり協議会の推薦等 (3名)	南田 実	男	平地域づくり協議会 会長
	戸成 博宣	男	福光地域地域づくり協議会 会長
	高田 実	男	地域づくり協議会井波連合会 前会長
学識経験者 (1名)	神山 智美	女	富山大学学術研究部社会科学系経済学部教授 (環境法、行政法)
各種団体代表 (6名)	石村 真由美	女	南砺市商工会 事務局長
	山田 智恵子	女	南砺市商工会 女性部
	長田 政哉	男	となみ青年会議所 理事長
	中川 敬子	女	さわやかネットワーク 理事
	安居 利浩	男	南砺市管工事業協同組合 理事長
公募委員 (3名)	加藤 耕一	男	公募委員
	中川 一郎	男	公募委員
	杉本 澄子	女	公募委員

(計12名)



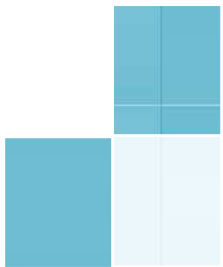
南砺市上下水道料金検討委員会

第4回委員会資料（水道事業）



写真：不動滝の霊水

令和7年6月24日



第1章 料金体系検討の条件整理

1. 水道料金対象経費

前回の委員会で示したとおり、料金算定期間である令和9年度から令和13年度の5年間に
いて確保すべき経費（総括原価）は下表のとおりである。

料金算定期間の5年間における総括原価は約46億円となり、これを料金収入（税抜）で確保する
ために必要な料金改定案を検討するものである。

表1：総括原価の算定（令和9年度～令和13年度）

費用		総括原価(千円)						備考
		R9	R10	R11	R12	R13	計	
営業 費用	維持管理費	570,101	576,083	582,191	593,430	594,815	2,916,620	
	減価償却費	486,531	479,777	483,747	490,019	494,859	2,434,933	
	資産減耗費	12,306	14,441	13,391	13,391	12,866	66,395	
	合計	1,068,938	1,070,301	1,079,329	1,096,840	1,102,540	5,417,948	受託工事費除く
資本 費用	支払利息	39,640	41,201	49,825	52,966	56,257	239,889	
	合計	39,640	41,201	49,825	52,966	56,257	239,889	
控除項目 (給水収益以外の収益)		▲ 223,684	▲ 217,135	▲ 216,977	▲ 213,496	▲ 211,112	▲ 1,082,404	長期前受金 戻入を除く
総計		884,894	894,367	912,177	936,310	947,685	4,575,433	

2. 基礎条件の整理

料金体系を検討するにあたり、算定期間における口径別水量段階別の調定件数及び調定水量を
直近実績値に基づき以下のとおり設定する。

表2：口径別水量段階別調定件数・調定水量（1/2）

		R5年度実績			算定期間	
		調定件数(件/年)	調定水量(m³/年)	比率	調定件数(件/5年)	調定水量(m³/5年)
φ13	0-7m³	46,848	120,330	0.0490	234,240	546,739
	8-10m³	15,107	136,218	0.0555	75,535	619,266
	11-20m³	41,767	635,260	0.2586	208,835	2,885,445
	21-30m³	24,209	604,720	0.2462	121,045	2,747,086
	31-50m³	17,578	664,347	0.2705	87,890	3,018,224
	51-100m³	3,689	227,838	0.0928	18,445	1,035,457
	101-200m³	297	40,197	0.0164	1,485	182,990
	201m³-	93	27,353	0.0110	465	122,739
	合計	149,588	2,456,263	1.0000	747,940	11,157,946
φ20	0-7m³	18,430	50,160	0.0398	92,150	228,015
	8-10m³	5,928	53,417	0.0424	29,640	242,910
	11-20m³	19,851	307,436	0.2438	99,255	1,396,735
	21-30m³	13,747	342,148	0.2713	68,735	1,554,283
	31-50m³	8,803	334,722	0.2654	44,015	1,520,482
	51-100m³	1,930	121,053	0.0960	9,650	549,986
	101-200m³	251	34,075	0.0270	1,255	154,684
	201m³-	45	18,151	0.0143	225	81,924
	合計	68,985	1,261,162	1.0000	344,925	5,729,019

表 2 : 口径別調定件数・調定水量 (2/2)

		R5年度実績			算定期間	
		調定件数(件/年)	調定水量(m³/年)	比率	調定件数(件/5年)	調定水量(m³/5年)
φ 25	0-7m³	1,256	3,186	0.0176	6,280	14,471
	8-10m³	239	2,182	0.0121	1,195	9,949
	11-20m³	507	7,661	0.0423	2,535	34,779
	21-30m³	305	7,666	0.0424	1,525	34,861
	31-50m³	384	15,426	0.0852	1,920	70,051
	51-100m³	410	28,477	0.1573	2,050	129,331
	101-200m³	216	29,001	0.1602	1,080	131,715
	201m³-	141	87,395	0.4829	705	397,036
	合計	3,458	180,994	1.0000	17,290	822,193
φ 30	0-7m³	274	555	0.0062	1,370	2,521
	8-10m³	57	517	0.0058	285	2,358
	11-20m³	124	1,866	0.0208	620	8,458
	21-30m³	76	1,891	0.0211	380	8,580
	31-50m³	95	3,862	0.0431	475	17,525
	51-100m³	141	10,064	0.1124	705	45,704
	101-200m³	125	18,024	0.2014	625	81,893
	201m³-	92	52,732	0.5892	460	239,578
	合計	984	89,511	1.0000	4,920	406,617
φ 40	0-7m³	206	479	0.0015	1,030	2,241
	8-10m³	64	580	0.0018	320	2,690
	11-20m³	167	2,617	0.0080	835	11,954
	21-30m³	126	3,170	0.0096	630	14,344
	31-50m³	232	9,198	0.0280	1,160	41,838
	51-100m³	300	22,564	0.0686	1,500	102,502
	101-200m³	277	38,474	0.1170	1,385	174,822
	201m³-	390	251,845	0.7655	1,950	1,143,810
	合計	1,762	328,927	1.0000	8,810	1,494,201
φ 50	0-7m³	45	126	0.0004	225	653
	8-10m³	10	90	0.0003	50	490
	11-20m³	38	551	0.0015	190	2,449
	21-30m³	25	623	0.0017	125	2,776
	31-50m³	60	2,353	0.0065	300	10,612
	51-100m³	78	5,901	0.0164	390	26,776
	101-200m³	137	21,048	0.0586	685	95,676
	201m³-	352	328,721	0.9146	1,760	1,493,256
	合計	745	359,413	1.0000	3,725	1,632,688
φ 75	0-7m³	5	25	0.0003	25	132
	8-10m³	1	10	0.0001	5	44
	11-20m³	4	72	0.0007	20	309
	21-30m³	14	360	0.0037	70	1,632
	31-50m³	3	125	0.0013	15	573
	51-100m³	7	658	0.0068	35	2,999
	101-200m³	12	1,703	0.0175	60	7,719
	201m³-	101	94,142	0.9696	505	427,661
	合計	147	97,095	1.0000	735	441,069
φ 100	0-7m³	0	0	0.0000	0	0
	8-10m³	0	0	0.0000	0	0
	11-20m³	0	0	0.0000	0	0
	21-30m³	0	0	0.0000	0	0
	31-50m³	0	0	0.0000	0	0
	51-100m³	0	0	0.0000	0	0
	101-200m³	0	0	0.0000	0	0
	201m³-	36	43,160	1.0000	180	196,060
	合計	36	43,160	1.0000	180	196,060
総計		225,705	4,816,525		1,128,525	21,879,793

第2章 料金体系検討方針

1. 基本水量の設定

現在、家庭用にあたるメーター口径φ13mm及びφ20mmの基本水量は10 m³に設定されている。今回の検討にあたり、単身高齢者世帯への過度な負担増加を避けるため、基本水量を再設定する。

基本水量の設定にあたっては、直近実績より1人1ヶ月あたりの平均使用水量を算定し、設定する。

算定結果を以下に示す。

表3：基本水量の設定

項目		令和5年度実績	備考
生活用水量	(m ³ /日)	9,859	
給水人口	(人)	46,114	
1人1日あたり使用水量	(m ³ /人/日)	0.214	
1人1ヶ月あたり使用水量	(m ³ /人/月)	6.634	1ヶ月＝31日間とする
今回設定基本水量	(m ³)	7	

上記より、今回の料金体系の検討にあたっては、メーター口径φ13mm及びφ20mmの基本水量を7 m³と設定する。

2. 料金体系検討パターン

料金体系検討パターンとして、メーター口径φ13mm及びφ20mmの基本水量を10 m³から7 m³に変更した場合、更に従量料金を現在の一律から段階別に変更した場合、基本水量なしとし従量料金を段階別に変更した場合の3案に対して検討を行う。

表4：料金体系検討パターン

体系案	改定案①	改定案②	改定案③
	基本水量付基本料金 口径別単一従量制	基本水量付基本料金 口径別段階別(逦増)従量制	基本水量なし基本料金 口径別段階別(逦増)従量制
基本水量	φ13:7m ³ φ20:7m ³ φ25:20m ³ φ30:30m ³ φ40:50m ³ φ50:100m ³ φ75:200m ³ φ100:200m ³	φ13:7m ³ φ20:7m ³ φ25:20m ³ φ30:30m ³ φ40:50m ³ φ50:100m ³ φ75:200m ³ φ100:200m ³	—
基本料金	料金UP (基本水量m ³ ×新料金/m ³)	料金UP (基本水量m ³ ×新料金/m ³)	据置き
従量料金	一律UP	段階的UP	段階的UP
逦増段階 (参考)	—	3段階 ・8～10m ³ ・11～20m ³ ・21m ³ ～	2段階 ・現行基本水量以下 (※φ13・φ20は7m ³) ・現行超過水量以上

第3章 料金体系検討結果

1. 料金体系算定結果

各案における料金単価を表5に示す。料金体系検討方針に基づき、基本料金、従量料金の単価を設定し、表6にて算定期間の料金収入を算定し、料金収入が総括原価（＝目標料金収入）を満たした時点の単価を採用した。

表5：料金単価算定結果（税込）

単位：円(税込)

メーター口径		基本料金		超過料金					
				第1段階		第2段階		第3段階	
		基本水量	基本料金	水量	超過料金	水量	超過料金	水量	超過料金
現行料金	φ 13mm	～10m ³	1,595	11m ³ ～	159.5				
	φ 20mm	～10m ³	1,595	11m ³ ～	159.5				
	φ 25mm	～20m ³	3,740	21m ³ ～	159.5				
	φ 30mm	～30m ³	5,610	31m ³ ～	159.5				
	φ 40mm	～50m ³	9,350	51m ³ ～	159.5				
	φ 50mm	～100m ³	18,700	101m ³ ～	159.5				
	φ 75mm	～200m ³	37,400	201m ³ ～	159.5				
	φ 100mm	～200m ³	37,400	201m ³ ～	159.5				
改定案①	φ 13mm	～7m ³	1,463	8m ³ ～	209.0				
	φ 20mm	～7m ³	1,463	8m ³ ～	209.0				
	φ 25mm	～20m ³	4,950	21m ³ ～	209.0				
	φ 30mm	～30m ³	7,370	31m ³ ～	209.0				
	φ 40mm	～50m ³	12,100	51m ³ ～	209.0				
	φ 50mm	～100m ³	24,200	101m ³ ～	209.0				
	φ 75mm	～200m ³	49,500	201m ³ ～	209.0				
	φ 100mm	～200m ³	49,500	201m ³ ～	209.0				
改定案②	φ 13mm	～7m ³	1,386	8～10m ³	198.0	11～20m ³	209.0	21m ³ ～	220.0
	φ 20mm	～7m ³	1,386	8～10m ³	198.0	11～20m ³	209.0	21m ³ ～	220.0
	φ 25mm	～20m ³	5,170	21m ³ ～	220.0				
	φ 30mm	～30m ³	7,700	31m ³ ～	220.0				
	φ 40mm	～50m ³	13,200	51m ³ ～	220.0				
	φ 50mm	～100m ³	25,300	101m ³ ～	220.0				
	φ 75mm	～200m ³	51,700	201m ³ ～	220.0				
	φ 100mm	～200m ³	51,700	201m ³ ～	220.0				
改定案③	φ 13mm	基本水量なし	946	1～7m ³	92.4	8m ³ ～	207.9		
	φ 20mm		946	1～7m ³	92.4	8m ³ ～	207.9		
	φ 25mm		3,740	1～20m ³	92.4	21m ³ ～	207.9		
	φ 30mm		5,610	1～30m ³	92.4	31m ³ ～	207.9		
	φ 40mm		9,900	1～50m ³	92.4	51m ³ ～	207.9		
	φ 50mm		18,700	1～100m ³	92.4	101m ³ ～	207.9		
	φ 75mm		37,400	1～200m ³	92.4	201m ³ ～	207.9		
	φ 100mm		37,400	1～200m ³	92.4	201m ³ ～	207.9		

表 6 : 料金単価算定結果 (税込)

															(税込)	
メーター口径		基本料金			超過料金									水道料金計 (円/5年)		総括原価 ＝目標料金収入 (円/5年)
					第1段階			第2段階			第3段階					
		基本水量	調定件数(件/5年)	基本料金(円/5年)	水量	超過水量(㎡/5年)	超過料金(円/5年)	水量	超過水量(㎡/5年)	超過料金(円/5年)	水量	超過水量(㎡/5年)	超過料金(円/5年)			
現行料金	φ 13mm	～10 ³	747,940	1,192,964,300	11 ³ ～	5,610,291	894,841,415							2,087,805,715	4,028,421,177	5,032,976,302
	φ 20mm	～10 ³	344,925	550,155,375	11 ³ ～	3,026,744	482,765,668							1,032,921,043		
	φ 25mm	～20 ³	17,290	64,664,600	21 ³ ～	617,394	98,474,343							163,138,943		
	φ 30mm	～30 ³	4,920	27,601,200	31 ³ ～	316,750	50,521,625							78,122,825		
	φ 40mm	～50 ³	8,810	82,373,500	51 ³ ～	1,179,384	188,111,748							270,485,248		
	φ 50mm	～100 ³	3,725	69,657,500	101 ³ ～	1,344,432	214,436,904							284,094,404		
	φ 75mm	～200 ³	735	27,489,000	201 ³ ～	326,661	52,102,430							79,591,430		
改定案①	φ 100mm	～200 ³	180	6,732,000	201 ³ ～	160,060	25,529,570							32,261,570	5,033,283,398	
	φ 13mm	～7 ³	747,940	1,094,236,220	8 ³ ～	7,015,307	1,466,199,163							2,560,435,383		
	φ 20mm	～7 ³	344,925	504,625,275	8 ³ ～	3,731,579	779,900,011							1,284,525,286		
	φ 25mm	～20 ³	17,290	85,585,500	21 ³ ～	617,394	129,035,346							214,620,846		
	φ 30mm	～30 ³	4,920	36,260,400	31 ³ ～	316,750	66,200,750							102,461,150		
	φ 40mm	～50 ³	8,810	106,601,000	51 ³ ～	1,179,384	246,491,256							353,092,256		
	φ 50mm	～100 ³	3,725	90,145,000	101 ³ ～	1,344,432	280,986,288							371,131,288		
改定案②	φ 75mm	～200 ³	735	36,382,500	201 ³ ～	326,661	68,272,149							104,654,649	5,033,485,028	
	φ 100mm	～200 ³	180	8,910,000	201 ³ ～	160,060	33,452,540							42,362,540		
	φ 13mm	～7 ³	747,940	1,036,644,840	8～10 ³	1,405,016	278,193,168	11～20 ³	3,090,395	645,892,555	21 ³ ～	2,519,896	554,377,120	2,515,107,683		
	φ 20mm	～7 ³	344,925	478,066,050	8～10 ³	704,835	139,557,330	11～20 ³	1,642,985	343,383,865	21 ³ ～	1,383,759	304,426,980	1,265,434,225		
	φ 25mm	～20 ³	17,290	89,389,300	21 ³ ～	617,394	135,826,680							225,215,980		
	φ 30mm	～30 ³	4,920	37,884,000	31 ³ ～	316,750	69,685,000							107,569,000		
	φ 40mm	～50 ³	8,810	116,292,000	51 ³ ～	1,179,384	259,464,480							375,756,480		
改定案③	φ 50mm	～100 ³	3,725	94,242,500	101 ³ ～	1,344,432	295,775,040							390,017,540	5,035,782,452	
	φ 75mm	～200 ³	735	37,999,500	201 ³ ～	326,661	71,865,420							109,864,920		
	φ 100mm	～200 ³	180	9,306,000	201 ³ ～	160,060	35,213,200							44,519,200		
	φ 13mm	基本水量 なし	747,940	707,551,240	1～7 ³	4,142,639	382,779,844	8 ³ ～	7,015,307	1,458,482,325				2,548,813,409		
	φ 20mm		344,925	326,299,050	1～7 ³	1,997,440	184,563,456	8 ³ ～	3,731,579	775,795,274				1,286,657,780		
	φ 25mm		17,290	64,664,600	1～20 ³	204,799	18,923,428	21 ³ ～	617,394	128,356,213				211,944,240		
	φ 30mm		4,920	27,601,200	1～30 ³	89,867	8,303,711	31 ³ ～	316,750	65,852,325				101,757,236		
φ 40mm	8,810		87,219,000	1～50 ³	314,817	29,089,091	51 ³ ～	1,179,384	245,193,934				361,502,024			
φ 50mm	3,725		69,657,500	1～100 ³	288,256	26,634,854	101 ³ ～	1,344,432	279,507,413				375,799,767			
φ 75mm	735	27,489,000	1～200 ³	114,408	10,571,299	201 ³ ～	326,661	67,912,822				105,973,121				
φ 100mm	180	6,732,000	1～200 ³	36,000	3,326,400	201 ³ ～	160,060	33,276,474				43,334,874				

2. モデルケースでの水道料金の試算

表5に示した各案の料金単価により、モデルケースでの1ヶ月当りの水道料金を算定した結果を以下に示す。

表7：モデルケース別1ヶ月当り水道料金

モデルケース	使用 水量 (㎡/月)	水道料金(税込)								備考
		現行		改定案①		改定案②		改定案③		
		基本水量付 基本料金 口径別単一 従量制		基本水量付(7㎡) 基本料金 口径別単一 従量制		基本水量付(7㎡) 基本料金 口径別段階別 従量制		基本水量なし 基本料金 口径別段階別 従量制		
		料金 (円/月)	変動率 (%)	料金 (円/月)	変動率 (%)	料金 (円/月)	変動率 (%)	料金 (円/月)	変動率 (%)	
1人世帯	7	1,595	100	1,463	92	1,386	87	1,592	100	φ13・20
一般家庭	20	3,190	100	4,180	131	4,070	128	4,295	135	φ13・20
5人世帯	30	4,785	100	6,270	131	6,270	131	6,374	133	φ13・20
中規模利用者	100	16,500	100	21,670	131	22,770	138	22,220	135	φ25
大規模利用者	500	82,500	100	107,800	131	113,300	137	111,100	135	φ50
大規模利用者	1,000	165,000	100	216,700	131	227,700	138	222,200	135	φ75

3. 県内事業体との比較

各案における料金改定後の県内事業体の水道料金比較一覧を以下に示す。

改定前は県内で中間的な料金水準であるが、改定後は各案ともに県内で2番目に高い料金水準となる。

表8：県内事業体の料金体系一覧

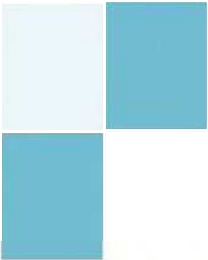
事業体名	水道料金 (φ13、20m ³ /月)	基本水量 (φ13)	料金体系			年間1人当り 水道料金	年間1人当り 市町税収入 (個人)
			区分	基本料金	従量料金		
氷見市	4,663円	8m ³	口径別	単一制	段階別従量制	27千円/人	46千円/人
南砺市(案③)	4,295円	なし	口径別	口径別	段階別従量制	20千円/人	46千円/人
南砺市(案①)	4,180円	7m ³	口径別	口径別	単一従量制	20千円/人	46千円/人
南砺市(案②)	4,070円	7m ³	口径別	口径別	段階別従量制	20千円/人	46千円/人
小矢部市	3,718円	10m ³	用途別	用途別	用途別段階別従量制	23千円/人	50千円/人
立山町	3,636円	10m ³	用途別	用途別	単一従量制	18千円/人	49千円/人
上市町	3,509円	10m ³	口径別	単一制	単一従量制	17千円/人	48千円/人
高岡市	3,438円	10m ³	用途別	用途別	用途別段階別従量制	18千円/人	55千円/人
射水市	3,410円	10m ³	用途別	用途・口径別	用途・口径別段階別従量制	21千円/人	55千円/人
南砺市(現行)	3,190円	10m ³	口径別	口径別	単一従量制	18千円/人	46千円/人
魚津市	3,080円	10m ³	用途別	用途別	用途別従量制	14千円/人	54千円/人
砺波市	3,025円	なし	口径別	口径別	段階別従量制	16千円/人	55千円/人
富山市	2,310円	なし	口径別	口径別	口径別段階別従量制	14千円/人	62千円/人
黒部市	2,137円	10m ³	口径別	口径別	口径別段階別従量制	11千円/人	57千円/人
滑川市	1,894円	8m ³	用途別	用途別	用途別段階別従量制	12千円/人	55千円/人
類似団体平均	3,735円						
全国平均	3,317円						

4. 料金体系案の評価

料金体系案における比較結果を以下に示す。

表 9：料金体系案の比較結果

区分		現行料金体系		改定案①		改定案②		改定案③	
体系案	基本水量	φ 13・20	10㎡	φ 13・20	7㎡	φ 13・20	7㎡	—	
		φ 25	20㎡	φ 25	20㎡	φ 25	20㎡		
		φ 30	30㎡	φ 30	30㎡	φ 30	30㎡		
		φ 40	50㎡	φ 40	50㎡	φ 40	50㎡		
		φ 50	100㎡	φ 50	100㎡	φ 50	100㎡		
		φ 75・100	200㎡	φ 75・100	200㎡	φ 75・100	200㎡		
	基本料金	口径別		口径別		口径別		口径別	
	従量料金	一律	一律	段階別		段階別			
φ 13・20				8～10㎡	φ 13・20	1～7㎡			
				11～20㎡		8㎡～			
				21㎡～		1㎡～現行基本水量			
φ 25～	一律	φ 25～	現行基本水量～						
水道料金 (税込)	モデルケース	変動率(%)	料金(円/月)	変動率(%)	料金(円/月)	変動率(%)	料金(円/月)	変動率(%)	料金(円/月)
	1人世帯(7㎡)	100	1,595	92	1,463	87	1,386	100	1,592
	一般家庭(20㎡)	100	3,190	131	4,180	128	4,070	135	4,295
	5人世帯(30㎡)	100	4,785	131	6,270	131	6,270	133	6,374
	中規模利用者(100㎡)	100	16,500	131	21,670	138	22,770	135	22,220
	大規模利用者(500㎡)	100	82,500	131	107,800	137	113,300	135	111,100
	大規模利用者(1000㎡)	100	165,000	131	216,700	138	227,700	135	222,200
評価指標	現行料金体系 からの激変性			比較的小 ○		比較的大 △		大 ×	
	公平性の確保			低 △		低 △		低 △	
	高齢者世帯 への配慮			高 ◎		高 ◎		低 △	



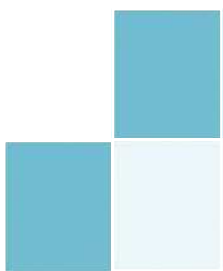
南砺市上下水道料金検討委員会

第4回委員会資料（下水道事業）



写真：不動滝の霊水

令和7年6月24日



第1章 使用料改定検討条件の整理

1. 使用料対象経費

表1：使用料対象経費（総括原価方式）

項目		使用料対象経費（千円）					
		R9	R10	R11	R12	R13	合計
費用	維持管理費	730,075	718,009	721,396	735,836	750,540	3,655,856
	減価償却費	1,673,125	1,671,832	1,674,870	1,680,150	1,692,051	8,392,028
	支払利息	122,772	107,361	94,054	82,508	73,764	480,458
	その他費用	27,936	18,296	22,206	26,776	19,506	114,720
	費用合計	2,553,907	2,515,499	2,512,525	2,525,270	2,535,861	12,643,063
控除項目（使用料以外の収入）		1,155,627	1,131,464	1,142,589	1,169,291	1,193,695	5,792,667
使用料対象経費合計		1,398,280	1,384,035	1,369,936	1,355,979	1,342,166	6,850,396

2. 使用料対象経費の分解

表2：使用料対象経費の分解結果（総括原価方式）

単位：千円

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0	0	0	0	0
固定費	969,588	980,076	965,982	952,020	935,712
変動費	428,692	403,959	403,954	403,959	406,454
計	1,398,280	1,384,035	1,369,936	1,355,979	1,342,166

	R9	R10	R11	R12	R13
需要家費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
固定費	69.3%	70.8%	70.5%	70.2%	69.7%
変動費	30.7%	29.2%	29.5%	29.8%	30.3%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3. 固定費への基本使用料充当率

直近実績である令和5年度実績にて、固定費への基本使用料充当率を算定する。

表3：固定費への基本使用料充当率

事業	固定費(千円)	基本使用料 収入(千円)	比率
下水道事業	934,326	411,062	44%

4. 算定基礎数量

直近実績である令和5年度実績にて、1年当りの水量範囲毎の調定件数、調定水量を整理する。

表4：水量範囲毎の調定件数・調定水量

区分	単位	調定件数(件)	調定水量(m ³)	比率
水量範囲	7m ³ まで	51,706	172,492	3.6%
	8～10m ³	18,155	163,934	3.4%
	11m ³ ～20m ³	59,774	911,181	19.1%
	21m ³ ～50m ³	69,114	2,092,584	43.9%
	51m ³ ～	8,858	1,423,652	30.0%
	合計	207,607	4,763,843	100.0%

表4に基づき、使用料計算に必要となる算定基礎数量を算定し、水量区分毎の比率を算定する。

表5：算定基礎数量（令和5年度実績）

区分	単位	算定基礎数量	比率	備考
調定件数	件	207,607	—	
水量区分	7m ³ まで	1,263,799	26.5%	基本使用料範囲 超過使用料範囲
	8～10m ³	450,087	9.4%	
	11m ³ ～20m ³	1,093,161	22.9%	
	21m ³ ～50m ³	976,044	20.5%	
	51m ³ ～	980,752	20.7%	
	合計	4,763,843	100.0%	

※表4の水量区分毎の調定件数、調定水量より、水量区分毎の従量使用料算定用水量を算定

(計算例) 11 m³～20 m³の従量使用料算定用水量

調定水量区分	計算式	水量	備考
0～10 m ³	—	0	従量使用料は生じない。
11～20 m ³	911,181 m ³ -59,774 件×10 m ³	313,441	調定水量から10 m ³ までの水量を差し引いた分が11～20 m ³ の水量
21～50 m ³	69,114 件×10 m ³	691,140	件数×10 m ³ (11～20 m ³ の水量)
51 m ³ ～	8,858 件×10 m ³	88,580	〃
合計		1,093,161	

表5で算定した調定件数、水量区分毎の比率と、使用料算定期間（R9～R13の5ヵ年）の総有収水量（推計値）を用いて使用料算定に用いる基礎数量を算定する。

表6：使用料算定基礎数量（使用料算定期間：R9～R13の5ヵ年）

区分		単位	算定基礎数量	比率	備考
調定件数		件	1,038,035	—	
水量区分	7m ³ まで	m ³	5,893,293	26.5%	基本使用料範囲
	8～10m ³	m ³	2,098,827	9.4%	
	11m ³ ～20m ³	m ³	5,097,582	22.9%	超過使用料範囲
	21m ³ ～50m ³	m ³	4,551,447	20.5%	
	51m ³ ～	m ³	4,573,400	20.7%	
	合計	m ³	22,214,549	100.0%	

※使用料算定対象期間の総有収水量 22,214,549 m³（表8参照）に、表5で算定した水量区分毎比率を乗じて、使用料算定期間における水量区分毎の水量（従量使用料算定用水量）を算定。

5. 収入比率の算定

過去5ヵ年実績により、未収率（調定使用料に対する未収使用料の比率）を算定する。

表7：未収率の算定

項目	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	5ヵ年平均
調定額(円)	1,073,228,797	926,626,876	1,076,450,905	1,069,886,025	1,041,827,153	1,037,603,951
未収額(円)	204,779	171,541	137,940	409,190	901,975	365,085
未収率(%)	0.02%	0.02%	0.01%	0.04%	0.09%	0.04%
収入比率(%)	99.98%	99.98%	99.99%	99.96%	99.91%	99.96%

表7の算定結果に基づき、使用料検討における未収率は0.04%、収入比率は99.96%と設定する。

第2章 使用料改定検討方針

1. 使用料算定期間

5 年間（令和 9 年度～令和 13 年度）

2. 目標使用料単価

目標使用料単価は、総括原価を賄える水準、水道事業と同一の水準（28%改定）の2案の比較検討により決定する。

表 8：目標使用料単価（令和 9 年度～令和 13 年度）

項目	総括原価	28%改定	備考
使用料対象経費 （千円/5年）	6,850,396	5,776,355	
対象期間の 総有収水量 （m ³ /5年）	22,214,549	22,214,549	
目標使用料単価 （円/m ³ ）	308.37	260.03	
改定率	51.8%	28.0%	

※改定率は現行の水準で想定されるR9～R13の使用料収入に対する値上げ率である。

※第3回委員会資料において、総括原価を賄える水準の改定率は58.2%であったが、将来値算出の基準となる額にR7予算を反映し使用料対象経費が変化したため、51.8%となった。

なお、28%改定を実施した場合は使用料算定期間の5年間を通じて損益赤字が継続し、内部留保資金は令和11年度まで目標値（維持管理費の1年分）を下回る見込みとなる。内部留保資金がマイナスにはならないので、事業継続は可能である。ただし、総括原価が回収できていない状況が続けるといずれは内部留保資金も枯渇し、大幅な値上げが必要になる、すなわち総括原価の回収を将来世代の負担として先送りすることになるため、総括原価を賄える水準での使用料改定が望ましい。

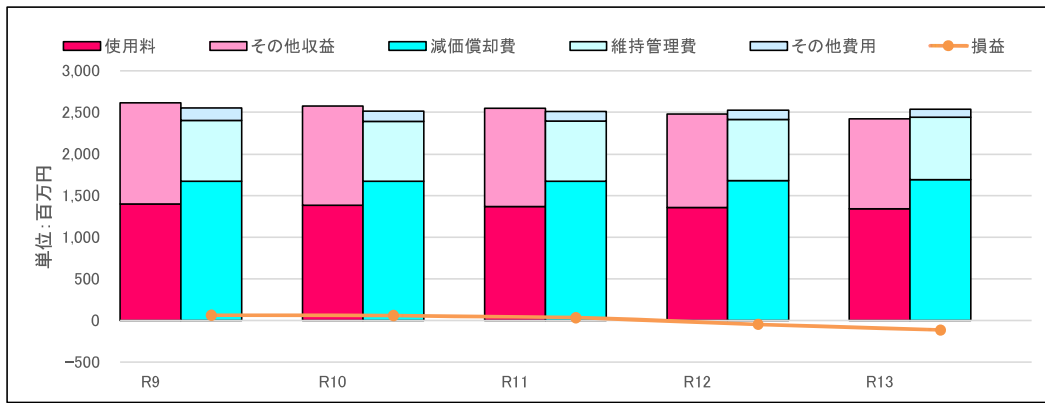


図 1：収益的収支の推移（総括原価を賄える水準）

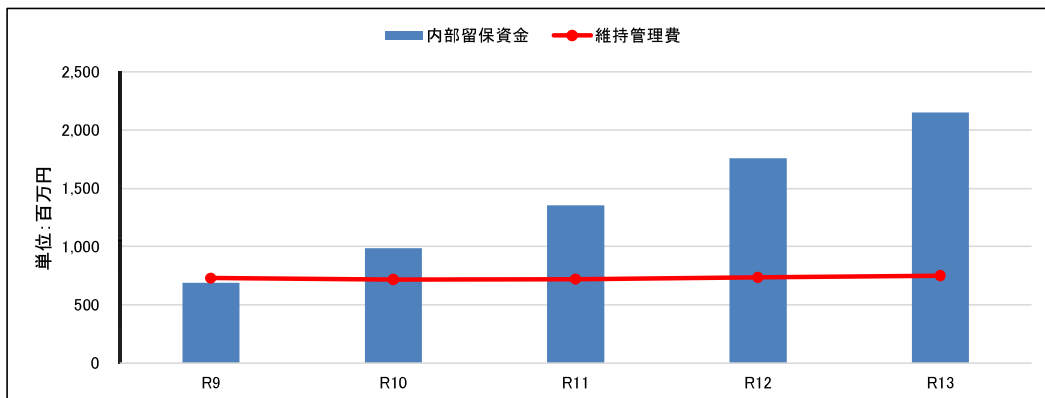


図 2：内部留保資金の推移（総括原価を賄える水準）

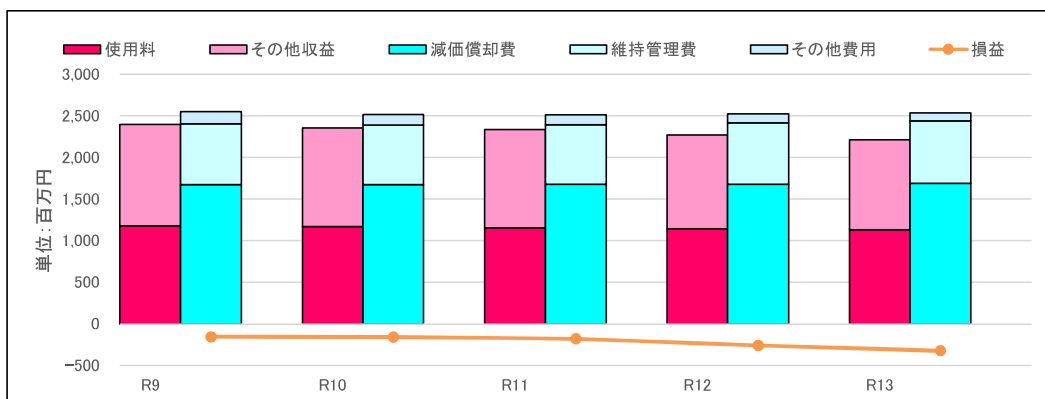


図 3：収益的収支の推移（28%改定）

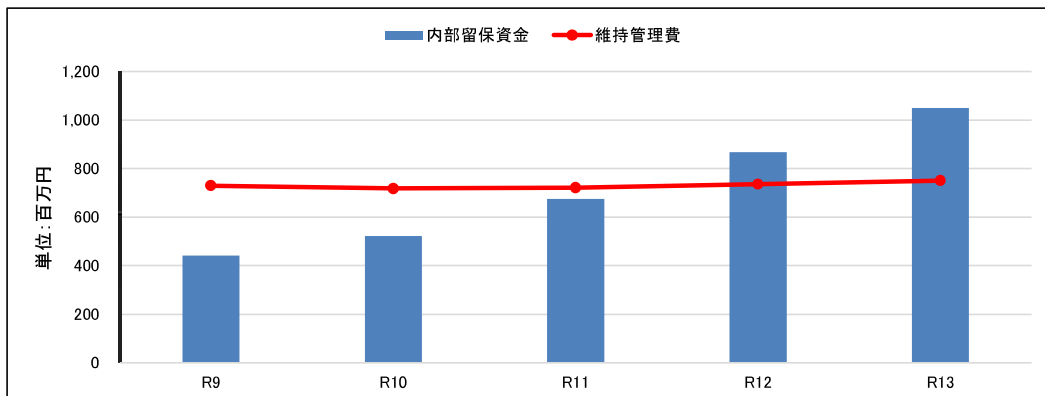


図 4：内部留保資金の推移（28%改定）

3. 使用料体系方針

【今回採用する使用料体系（制度）】

- ・基本使用料：二部使用料制
- ・従量使用料：累進使用料制
- ・用途別区分：一般污水、公衆浴場污水
- ・水量区分：現状の区分を継続

4. 使用料体系の検討パターン

【使用料体系の検討パターン】

体系案	変更案①	変更案②
改定内容	高齢者世帯等、使用水量の少ない利用者に配慮大	高齢者世帯等、使用水量の少ない利用者に配慮
基本水量	7 m ³	7 m ³
20 m ³ までの単価 (基本使用料および ～20 m ³ までの従量使用料)	据え置き	料金UP (改定率小)
21 m ³ ～ (21 m ³ ～の従量使用料)	一律UP (改定率大)	一律UP (改定率大)
逓増段階 (参考)	8～20 m ³ 21～50 m ³ 51～ m ³	8～20 m ³ 21～50 m ³ 51～ m ³

※20 m³までは1 m³当りの単価は一律としており、この方針を踏襲した。

※改定率の大小については、小：大＝1：1.2と設定した。

第3章 使用料検討結果

1. 使用料体系算定結果

各案の使用料単価の算定結果を表9に示す。使用料改定の検討方針に基づき、基本使用料、超過使用料の単価を設定し、表11にて使用料検討期間の使用料収入を算定し、A:使用料収入が、B:使用料対象経費（＝目標使用料収入）を満たした時点の単価を、各案の採用単価とした。

※基本使用料は10円単位、超過使用料は1円単位で設定するため、A、Bは完全一致せず、若干の差額が生じる。

表9：使用料単価算定結果（税込み）

区分		現行	総括原価		28%改定（上水道と同一改定率）	
			変更案①	変更案②	変更案①	変更案②
体系案	基本水量	10m ³	7m ³	7m ³	7m ³	7m ³
	基本使用料	—	据え置き	改定率小	据え置き	改定率小
	従量使用料	—	改定率大	改定率大	改定率大	改定率大
基本使用料（1使用月につき）		1,980	1,386	2,002	1,386	1,694
超過使用料（1m ³ につき）	8m ³ ～20m ³	198	198	286	198	242
	21m ³ ～50m ³	209	506	363	374	308
	51m ³ ～	220	528	385	396	319

表10：使用料単価算定結果（税抜き）

区分		現行	総括原価		28%改定（上水道と同一改定率）	
			変更案①	変更案②	変更案①	変更案②
体系案	基本水量	10m ³	7m ³	7m ³	7m ³	7m ³
	基本使用料	—	据え置き	改定率小	据え置き	改定率小
	従量使用料	—	改定率大	改定率大	改定率大	改定率大
基本使用料（1使用月につき）		1,800	1,260	1,820	1,260	1,540
超過使用料（1m ³ につき）	8m ³ ～20m ³	180	180	260	180	220
	21m ³ ～50m ³	190	460	330	340	280
	51m ³ ～	200	480	350	360	290

表11：使用料収入算定（税込み）

区分		数量(算定期間)		総括原価		28%改定（上水道と同一改定率）	
				変更案①	変更案②	変更案①	変更案②
体系案	基本水量	10m ³		7m ³	7m ³	7m ³	7m ³
	基本使用料	—		据え置き	改定率小	据え置き	改定率小
	従量使用料	—		改定率大	改定率大	改定率大	改定率大
基本使用料（1使用月につき）		1,038,035 件	2,055,309,300	1,438,716,510	2,078,146,070	1,438,716,510	1,758,431,290
超過使用料（1m ³ につき）	7m ³ まで	5,893,293 m ³					
	8m ³ ～20m ³	7,196,409 m ³	1,009,321,236	1,424,888,982	2,056,074,147	1,424,888,982	1,741,530,978
	21m ³ ～50m ³	4,551,447 m ³	951,252,423	2,303,032,182	1,652,175,261	1,702,241,178	1,401,845,676
	51m ³ ～	4,573,400 m ³	1,006,148,000	2,414,755,200	1,760,759,000	1,811,066,400	1,458,914,600
調定額(税込)		円	5,022,030,959	7,581,392,874	7,547,154,478	6,376,913,070	6,360,722,544
収入比率		%	99.96%				
A:使用料収入(税込)		円	5,020,022,147	7,578,360,317	7,544,135,616	6,374,362,305	6,358,178,255
B:使用料対象経費＝目標使用料収入(税込)		円		7,535,435,600		6,353,990,500	

2. モデルケースでの改定使用料の試算

表9に示した各案の使用料単価により、モデルケースでの1ヵ月当りの使用料を算定した結果を表12に示す。表12に示した1ヵ月当り使用料について、各案の現行使用料からの変動率を整理した結果を表13、図5に示す。

表12：1ヵ月当りの使用料（税込み）

モデルケース			総括原価		28%改定（上水道と同一改定率）	
			変更案①	変更案②	変更案①	変更案②
体系案	基本水量		10m ³	7m ³	7m ³	7m ³
	基本使用料		—	据え置き	据え置き	改定率小
	従量使用料		—	改定率大	改定率大	改定率大
1人世帯	7	m ³ /月	1,980	1,386	2,002	1,386
一般家庭(南砺市平均)	20	m ³ /月	3,960	3,960	5,717	3,960
5人世帯	30	m ³ /月	6,050	9,020	9,347	7,700
中規模利用者	100	m ³ /月	21,230	45,540	35,857	34,980
大規模利用者	500	m ³ /月	109,230	256,740	189,857	193,380
大規模利用者	1,000	m ³ /月	219,230	520,740	382,357	391,380

表13：使用料の変動率

ケース			総括原価		28%改定（上水道と同一改定率）	
			変更案①	変更案②	変更案①	変更案②
体系案	基本水量		10m ³	7m ³	7m ³	7m ³
	基本使用料		—	据え置き	据え置き	改定率小
	従量使用料		—	改定率大	改定率大	改定率大
1人世帯	7	m ³ /月	100%	70%	101%	70%
一般家庭(南砺市平均)	20	m ³ /月	100%	100%	144%	100%
5人世帯	30	m ³ /月	100%	149%	154%	127%
中規模利用者	100	m ³ /月	100%	215%	169%	165%
大規模利用者	500	m ³ /月	100%	235%	174%	177%
大規模利用者	1000	m ³ /月	100%	238%	174%	179%

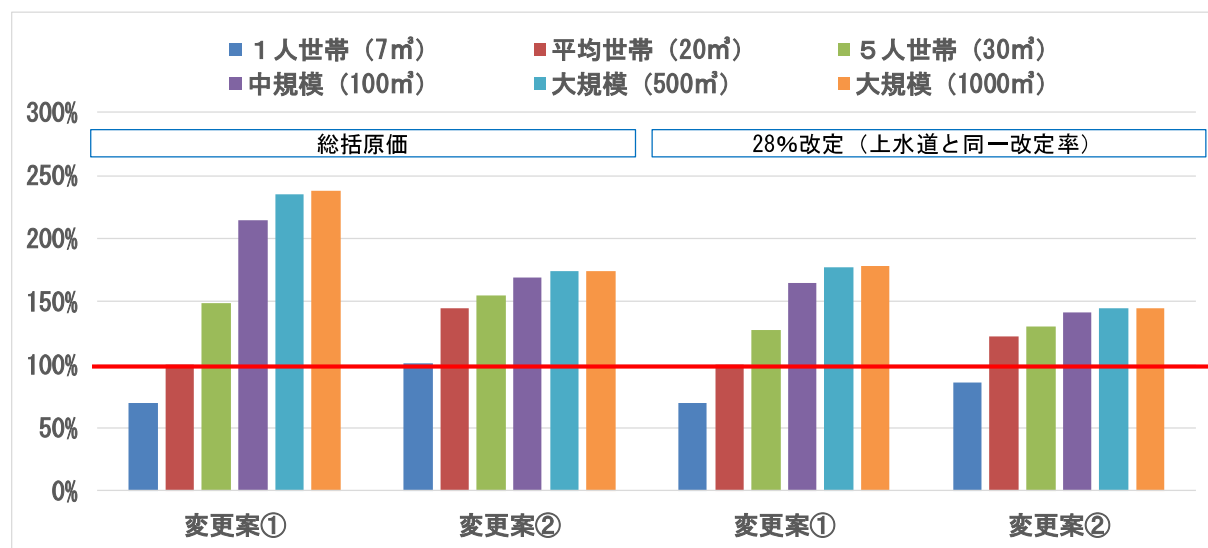


図5：使用料の変動率

3. 改定使用料の県内他団体との比較

表 14：県内他団体、類似団体平均、全国平均との比較

事業体名	下水道使用料 (20㎡/月 税込み)	使用料体系			年間1人あたり 下水道使用料	年間1人あたり 市町税収入(個人)
		区分	基本使用料	従量使用料		
南砺市（総括原価） 変更案②	5,717円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	33千円/人	46千円/人
南砺市（28%改定） 変更案②	4,840円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	28千円/人	46千円/人
南砺市（総括原価） 変更案①	3,960円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	23千円/人	46千円/人
南砺市（28%改定） 変更案①	3,960円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	23千円/人	46千円/人
南砺市（現行）	3,960円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	23千円/人	46千円/人
上市町	3,740円	用途別	用途別	用途別従量制	21千円/人	48千円/人
魚津市	3,610円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	22千円/人	54千円/人
滑川市	3,593円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	19千円/人	55千円/人
高岡市	3,476円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	20千円/人	55千円/人
砺波市	3,300円	用途別	単一制	用途別従量制・累進制	20千円/人	55千円/人
小矢部市	3,300円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	16千円/人	50千円/人
類似団体平均	3,295円					
黒部市	3,235円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	19千円/人	57千円/人
射水市	3,190円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	15千円/人	55千円/人
氷見市	3,185円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	16千円/人	46千円/人
富山市	3,080円	用途別	用途別	用途別従量制・累進制	20千円/人	62千円/人
全国平均	3,011円					

4. 使用料改定案の評価

表 15：使用料改定案の評価

			総括原価		28%改定(上水道と同一改定率)	
区分		現行	変更案①	変更案②	変更案①	変更案②
体系案	基本水量	10m ³	7m ³	7m ³	7m ³	7m ³
	基本使用料	—	据え置き	改定率小	据え置き	改定率小
	従量使用料	—	改定率大	改定率大	改定率大	改定率大
基本額(1使用月につき)(税込み)		1,980	1,386	2,002	1,386	1,694
従量額 (1m ³ につき) (税込み)	8m ³ ～20m ³	198	198	286	198	242
	21m ³ ～50m ³	209	506	363	374	308
	51m ³ ～	220	528	385	396	319
評価指標	総括原価の充当率		100% ○		85% △	
	内部留保資金		21.5億円 ◎		10.5億円 ○	
	現行使用料からの激変性		大 △		中 ○	
	公平性の確保		低 △	比較的高 ○	低 △	比較的高 ○
	高齢者世帯への配慮		大 ◎	比較的大 ○	大 ◎	比較的大 ○

第4章 認定水量（量水器等で計測できない水量）の考え方について

本市の下水道使用料は、水道用の量水器（メータ）等で計測した使用水量に基づき算定しているが、量水器等で計測が出来ない水を使用した場合は、市が定めた認定水量により下水道使用料を算定している。

【南砺市下水道条例施行規則 抜粋】

（使用水量の認定）

第28条 条例第15条第2項第2号及び第3号に規定する水道水以外の水を使用した場合の使用水量については次の各号に定めるところによる。

- (1) 量水器等により計測した水量については、水道水の使用水量に加算するものとする。
- (2) 量水器等での計測が出来ない水を使用した場合は、世帯人員数又は、従業員数に7立方メートルを乗じた水量を使用水量とする。ただし、水道の使用水量がこれを超える場合は、水道使用量をもって使用水量とする。

表15：県内の量水器等での計測が出来ない水の認定方法

区分	南砺市	砺波市	富山市	射水市	上市町	魚津市	小矢部市	滑川市	氷見市	高岡市	黒部市
1人まで ($\text{m}^3/\text{人}$)	7	7	5	6	12	10	10	8	8	1人:10	1人:10
2人まで ($\text{m}^3/\text{人}$)	7	7	5	6	5	5				2人:16	2人:18
3人目以降 ($\text{m}^3/\text{人}$)	7	7	7	6	5	5	4	4	4	3人:22 4人:26 5人:30 :	3人:25 4人:31 5人:37 :
その他加算	—	—	—	—	—	—	—	浴槽個数×4	浴槽個数×4	—	—

※高岡市、黒部市は世帯人員数毎の認定水量が設定されている。

表16：上表の認定方法による認定水量算定結果

：上位（認定水量が多い順）3位まで

世帯人員	南砺市	砺波市	富山市	射水市	上市町	魚津市	小矢部市	滑川市	氷見市	高岡市	黒部市
1人	7	7	5	6	12	10	10	12	12	10	10
2人	14	14	10	12	17	15	10	12	12	16	18
3人	21	21	17	18	22	20	14	16	16	22	25
4人	28	28	24	24	27	25	18	20	20	26	31
5人	35	35	31	30	32	30	22	24	24	30	37

※滑川市、氷見市は浴槽1個/1世帯と仮定して算定

表17：水道と井戸水等の併用の場合の水量算定方法

	南砺市	砺波市	富山市	射水市	上市町	魚津市	小矢部市	滑川市	氷見市	高岡市	黒部市
算定方法	①、②の 大きい方	①+②/2 ※①が10 m^3 未満は 10 m^3	①+②	①+②	①、②の 大きい方	①+②/2	①+②/2	①+②/2	①+②/2	①、②の 大きい方	①、②の 大きい方

①：水量使用水量（量水器等で計測） ②：認定水量

- ・南砺市の1人当たり下水道使用水量の直近実績は7 $\text{m}^3/\text{人} \cdot \text{月}$ となっている。
- ・下水道使用料体系における基本水量は7 $\text{m}^3/\text{月}$ と設定する。
- ・実績使用水量、基本水量と合致することから、認定水量は現状からの変更なしとする。

認定水量：7 $\text{m}^3/\text{人}$ （現状からの変更なし）

南砺市上下水道事業料金検討委員会 第3回委員会ご意見一覧

ご意見		回答
No.1	水道料金は100%集金されていますか？	令和6年度水道料金の収納率は、99.5%です。 未収金が約450万円あり、電話催告や督促状を発行するなど、納付いただけるよう努めてまいります。
No.2	社会生活に於いて、水はインフラ中のインフラだと考えます。この部分に対して公がもっと金銭的に介入して来ても良いと考えますが、如何でしょうか？ 予算の最重要課題として水道料金に対して思い切った予算を計上することは可能でしょうか？	限られた市の一般財源を福祉や道路など多くの施策に活用しているなか、その配分を水道料金に多く充てることになれば、別のところで配分を減らさなければなりません。 水道事業にどの程度の繰入金が必要であるかの正当な理由付けを明らかにしたうえで、市全体の政策方針により財政協議が必要となります。 なお、旧簡易水道事業（五箇山地域）では事業の財源を水道料金のみで賄えないため、収支の赤字分や企業債償還金を市として一定の負担を負うべきものとして、一般会計繰入金として予算計上しています。（287,184千円）
No.3	下水道は更新事業が本格化していないのに値上げ率が大きいのはどうしてですか？	本日の資料P1の表1のとおり、使用料対象経費となる各費用が水道事業より多くなっており、合計では約1.5倍の差が生じています。 市の地形的な特性などから、汚水処理施設やマンホールポンプを多く設置しており、施設の維持管理に係る費用が多くなっています。 また、下水道の整備により得た資産の減価償却費や、企業債などの借金が嵩んでおり、経営を圧迫しています。
No.4	下水道使用料の値上げの必要性は理解できましたが、利用者の支払い能力の点の説明があれば分かりやすいかと思います。 県内の他の市町村との下水道使用料の比較だけでなく、一世帯毎の所得との比とかがわかれば良いかと思います。なぜなら県内でも高齢化率が高い南砺市だからです。	第3回資料のP14には、県内市別の使用料とともに年間1人あたりの市税収入を支払能力の指標として掲載しています。収入に対し下水道使用料の負担が大きくなっていると言える状況です。